

長野市農業委員会 第 29 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 6 月 30 日 (木)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 00 分
- 2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 3 番 青木 保
4 番 曾根 信一 5 番 田中 章一 6 番 岡村 豊
7 番 鈴木 洋一 8 番 青木 明夫 9 番 小林 清男
10 番 村田千代春 11 番 佐藤 太吉 12 番 小滝 愛子
14 番 中島 清 15 番 林部 安壽 16 番 羽田 悟
17 番 中澤 澄夫 18 番 関 正和 19 番 吉原 俊夫
20 番 松田 光平 21 番 酒井 昌之 22 番 塚田 厚
23 番 和田 修 24 番 北原 幸平 25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
13 番 北村 守
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 本藤 孝行 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 大前 健 係 長 曾根 明美
係 長 倉島 友美 主 査 駒村貴久美 主 査 酒井 雅宏
農業政策課
主 査 豊田 浩二
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 262 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 263 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 264 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 265 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について
議案第 266 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 267 号 非農地決定について
報告第 115 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 116 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 117 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 268 号 北信五市農業委員研修会について
議案第 269 号 「長野市農業委員会委員選考委員会」委員の推薦について

曾根会長代理 定刻前ですが、これから開会したいと思います。昨日の日本農業新聞ご覧になった方もいると思いますが、農業経営体が全国で100万を割ってしまったという記事が載っていました。内容的には97万5,100の農業経営体ということだそうです。そのうち、個人がこの20年間で半減してしまったと載っていました。全体で97万5,100の法人、個人の数を見ますと個人が93万5,000人。法人などの団体が4万100ということで97万5,100という数字が載っていました。耕作面積も激減しているということで10年間で434万9,000ヘクタールが減ってしまったということだそうです。日本の相対的な農地を見ると5パーセントの農地が減ってしまった状態だそうです。内容的にはこれからの農業経営が成り立つ、継続できることが大事じゃないかということが載っておりましたが、今進めています人・農地プランをしっかりとやっていかないといけないんじゃないかということを感じました。

さて、第29回の総会に出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。通常でありましたら委員の皆様にご唱和いただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので、委員の皆様は着座のまま黙読をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。では、ただ今から第29回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員は、在任委員25名中23名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号13番、北村守委員。それから22番の塚田厚委員からは遅れるという連絡が来ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日は総会の後、この会場を別の関係で使われますので、2時40分には総会が終了するように、皆さまのご協力をお願いしたいと思います。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 皆さん、どうも暑い中、ご苦労さまでございます。本当に言葉どおり、猛暑、酷暑で、自分の体調を管理するのが日々、大変かなと痛切に感じます。私事で恐縮ですけども、リンゴの摘果が、仕上げ摘果が真っ最中でございます。朝の4時起きで、8時ぐらいまで仕事をして進めないと、前に進んでいけないというような状況でありますけれども、それぞれのお立場で工夫

をしながら、体のコンディションを保ちながら、何とか農作業のほうも前に進めていきたいと感じております。

今日、農地のつぶやきをお配りしました。1番目が、レイアウトが申し訳ないですけど、収入保険の内容です。今年の4月から、長野市の制度、特に掛け金の一部を補填しようという制度改革をしまして、これは去年までの実績でございますけれども、これを見ますと、去年、長野市で収入保険に入られてる方が250人おられたという数字です。それは一昨年に比べて172パーセントということで、ここに来て一気に加入者が増えております。その背景には、収入保険に頼らざるを得ないようなリスクの高い農業経営環境にあるというふうに見て取れます。去年でしたら春の凍霜害、それから降ひょうの問題。一方、販売では、コロナで思うように売り上げが上がらないというようなことがあって、250件のうちの72件が保険の対象になったということでもあります。これも多ければ多いほど、それだけ不慮といいますか、想定外の状況が発生したというようなことで、非常に複雑な心境ではございますけれども、そうは言っても、やはりリスクを少しでも回避するという意味では、収入保険の加入をもっと促進をしたいと思っておりますし、その一環でこの春からの制度改革をいたしました。欲を言えば、既存に加入をされている皆さんにも掛け金の補助金があれば、もっといいのになというような、私どもの耳に入ってくる率直な声がございます。これは引き続き行政に対して申し入れをしていきたいと考えておりますので、付け加えておきたいと思っております。

それから人・農地プランの法制化が国会で可決されまして、農業経営基盤強化促進法の改訂が行われました。人・農地プランについては目新しい言葉ではありません。去年、一昨年と実質化の取り組みを、長野市もそれぞれの委員の中で進めてはもらってますけれども、地域への浸透はなかなか思うようにいってないということですけども、ここであらためて国が音頭を取って、この政策を進めますと、地域計画をそれぞれの地域で作ってもらいますと、その旗振りを農業委員にお願いするというのが、今回の法改正の趣旨でございます。

私どもは来年の3月初めで任期切り替えになるわけですけども、少なからず具体的な取り組みということになりますと、来年の春以降になるんじゃないかなと思いますけども、その間、私どもが3年間、人・農地プランの実質化に取り組んできた成果を、このまま途切れるわけにはいかないと思います。きちんとした形で後継の第19期の委員さんに引き継いでくという大事な仕事があると思っておりますので、それぞれのお立場で、

それぞれの地区で、実情に合ったやり方で、ぜひつなげていただくようお願いをしたいと思います。

それから、次の裏面であえて言わせてもらえば、最近、スマート農業の話題が新聞でも多いです、マスコミでも取り上げが多いんですけども、私のほうでものり面の草刈り機の導入について、今、検討しています。新聞の切り抜きをお配りしておりますけども、無線操縦の草刈り機を導入しようという動きをしております。約370万ほど1台しますけども、共同で買って、共同で運用してこうかという検討をしておりますけども、特に共用的な場所については、共同購入、共同管理をしていきながら効率を上げるというのも、大きな、地域で進めていく課題かなと思っております。私どもとしては導入しようということで、あとはどういったところで支援をいただくのかということで、市や県やそれぞれに当たってますけども、それぞれ各地域で導入が可能な所、いずれにしても除草に限らず、前向きにご検討いただければいいんじゃないかなと思いますし、制度については農政課なり、必要によっては県のほうがいい制度ありますんで、県の長野地域振興局、農業農村支援センターですかね。あちらにもアドバイザーがおられますんで、ぜひご活用いただきたいと思っております。

それから最後に活動報告書でございますけども、4月、5月、ありがとうございます。委員の皆さんがた、推進員の皆さんがた、特に内容も含めて、完璧にご記入いただき、なおかつ期限どおりの提出をいただきました。私のほうからも、事務局を含めて感謝を申し上げます。ご協力いただきましてありがとうございます。引き続き今月分も含めて、ご記入、ご提出をお願いいたします。

本日は農地法関係の議案が中心で、今日は議題としては少ない総会になるんじゃないかと思えます。後ろも詰まっておりますので、ぜひ、総会の進行にご協力をお願いいたしながら、簡単でございますけども私の挨拶にさせていただきます。ありがとうございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、本藤事務局長よりご挨拶をお願いいたします。

本藤事務局長 事務局の本藤でございます。先月の総会にお話しいたしました、6月定例市議会に提出いたしました、タブレットの購入経費、補正予算でございますけども、先週24日に議会の議決をいただいたことから、購入に向けての事務手続きに着手いたしました。よろしくをお願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野

市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは規定によりまして、総会の議事進行させていただきます。ご協力よろしく申し上げます。着座にて進行させていただきます。失礼します。

それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号11番、佐藤太吉委員と、同じく12番、小滝愛子委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己、または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与できないことになっております。本日の案件の中に当該者、または関係者となっている方、おられましたらお申し出いただきたいと思っておりますけれども、大丈夫ですね。

【該当者なし】

議長 それではないようでございますので、次に議案の訂正等の報告を事務局からお願いいたします。

熊井主幹 事務局の熊井です。よろしくをお願いいたします。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りをいたしました資料、そして皆さまに事前にお届けをしております、本日、ご持参をいただいております資料につきましては、長野市農業委員会総会次第、そして訂正票、総会農地法の議案本冊となっております。また、農振除外に係る意見聴取について、別冊。そして別紙といたしまして、除外資料、追加資料1枚ものがございますけれども、机の上に置かせていただきました。また、北信五市農業委員研修会資料1となっております。そして長野市農業委員会委員選考委員会委員の推薦について、資料2でございますが、よろしくをお願いいたします。そして、長野市農業委員会農地のつぶやき、日本農業新聞の記事のコピーとなっておりますが、よろしくをお願いいたします。

続きまして、農地法の関係の議案の訂正等でございます。別紙の訂正票をお配りさせていただいております。上段の表につきましては、各地区調査会におきまして、担当者からご説明をしておりますので省略をさせていただきます。下段の表でございますけれども、本冊8ページ、5条関係の5番につきまして申請が取り下げられましたので、議案の削除をお願いしたいと思います。議案の訂正等につきましては以上でございます。

議長 訂正内容についてはよろしいですね。議事に入ります。農地法等に関する事項について審議を行います。議案第262号農地

法第3条の規定による許可申請についてを議案といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 それでは、議案第262号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明を申し上げます。説明は座ったままで失礼をいたします。本冊でございますが、第29回総会農地法等議案の1ページをご覧いただきたいと思います。番号1番から3ページの8番までの8件でございます。内容は、所有権移転案件が7件、賃貸借権設定案件が1件となります。なお、2ページの5番は空き家に付随する特定農地として、令和4年5月31日の総会で指定したものでございます。1ページ1番、2ページ6番の計2件は農家創設の案件でございます。申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することはできない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 本議案は長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、中部地区調査会、北原委員、お願いします。

北原委員 中部地区の北原です。調査会長の北村委員が今日、欠席のため、代わりに報告をします。番号1番については、農家創設であり、耕作者本人から営農計画等について確認をいただき、全く問題ありませんでした。従って、許可条件に適合していると判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、2番から7番についてお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。よろしくお願い申し上げます。2番、3番、それから4番、7番。この辺を調査会で検討した結果、下限面積等の諸条件を満たしており、問題ないと判断しました。先ほど、お話ありました5番は、空き家に付随する特定農地ということでした。

6番は農家創設です。●●歳の女性の方です。この方は大学4年間、長野で過ごし、長野の自然が非常に気に入って、1年前に中古住宅を既に購入済みでいらっしゃいます。大学的时候、サークルで農業を少し学んだことがあるそうです。ただ、現在は東京で仕事をしているということで、しばらくの間、週末にこちらへ来て、まずは自家用野菜の栽培からスタートをしたいというお話でございます。近い将来、こちらへ来て本格的にや

りたいということでもあります。いろいろ検討させていただいたんですけど、東京で仕事をしているってことで、その辺があれなんですけど、長野県を気に入っていただいたというところに期待をして、許可条件も満たしているという判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして東部地区調査会長から、8番、お願いいたします。
北村地区調査会長 東部地区の北村です。8番につきましては所有権移転ということでもあります。●●さんが高齢で、対象の畑、リンゴをやっていたんですけど、隣の方、●●さんが、俺やるわということで、リンゴをそのまま引き継ぐということでもあります。調査会で検討した結果、特に問題ないということ判断しました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にありませんかね。

【質疑なし】

議 長 ご意見がないようですので採決に入ります。議案第262号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成の確認をしました。よって、議案第262号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第263号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第263号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。5ページをご覧ください。番号1番の1件です。1番は太陽光発電施設の設置のための転用案件で、施設の面積は586.65㎡です。以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明ありました。それでは、この案件につきまして、北原地区調査会委員から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

北原委員 中部、北原です。番号1番は太陽光発電設備の案件で、条例に基づきまして周辺住民への説明会を開催して、理解を得ております。周辺農地の営農条件に支障が生じないよう対応することであるので、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。地区への説明会等のステップを踏

んでおられるということでございます。ただ今の事務局説明並びに地区調査会、北原委員からの報告についてご発言のある方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 ご意見がないようでございますので採決に入ります。議案第263号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認させていただきました。よって、議案第263号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第264号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 それでは議案第264号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。7ページをご覧ください。番号1番から9ページの10番までの9件です。1番は資材置き場及び駐車場を設置する転用案件です。2番は資材置き場を設置する転用案件です。3番は現場事務所及び駐車場を設置する一時転用案件で、許可の日から1年間としております。4番は住宅への通路を拡張するための転用案件です。6番は保育園の庭園を拡張する転用案件です。7番は住宅敷地を拡張して、自己用住宅の建築及び物置を設置する転用案件です。8番は資材置き場及び駐車場を設置する転用案件です。9番は農地への進入路を設置する転用案件です。10番は現場事務所、資材置き場及び駐車場を設置する一時転用案件で、許可の日から令和5年12月31日までとしております。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、先月、総会で許可すべきものとして決定いただき、県に進達しておりました農地法第5条の9件の案件のうち、7件につきましては許可済みとなっております。残りの2件でございますけれども、まだ許可が届いておりませんが、確認したところ、許可予定とのことでございます。近々、許可になる見込みでございますのでご報告、申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より農地法第5条につきましての説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から3番、お願いいたします。

- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー1から3の3件につきまして、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会、北原委員から4番、それから6番お願いします。
- 北 原 委 員 中部地区の北原です。事務局から説明あったとおり、番号4は自宅への進入路の拡張。6番は保育園の園庭の拡張の案件です。これらの案件について、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められ、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から7番についてご説明をお願いします。
- 村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。7番は宅地を拡張して自己用住宅を建設するものです。既存の住宅は物置や農作業の休息場として使用するという事です。調査会で検討した結果、許可要件に適合し、周りの農地にも影響はないと判断しました。以上です。
- 議 長 それでは、東部地区調査会長から、8番から10番お願いいたします。
- 北村地区調査会長 東部地区、北村です。8番と9番につきましては所有権移転ということでありまして、手狭になった既存の駐車場、資材置き場を、すぐそばの畑なんですけど、譲り受けるということでありまして。9番につきましては、進入路がないということで、進入路を今回、譲り受けるということでありまして。
- それと10番につきましては、賃貸借権ということでありまして。高速道路で五里ヶ峯トンネルがありまして、その先の所が台風19号で土砂崩れしたということでありまして、今、そこをコンクリートでトンネルにするという工事をやっております。蓬平トンネルということでありまして、その中の電気工事をするための資材置き場ということでありまして。これについては松代のインターの所なんですけど、坂城のほうが近いんですけど、上り車線の工事するときには更埴ジャンクションまで戻らなくちゃいけないってということで、一番近いのが松代インターだということ、ここをお借りしたということでありまして。調査会で検討した中で、特に問題がないということと判断させていただきました。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特

にございませんかね。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので採決に入ります。議案第 264 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認させていただきました。よって、議案第 264 号は許可相当と決定をいたしました。

続きまして、議案第 265 号長野市空き家取得者の取得する特定農地の指定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 265 号長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定につきましてご説明、申し上げます。11 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件ですが、この件につきましては、長野市の空き家バンクに登録された空き家に付随した特定農地の指定でございます。指定する農地は、長野市信州新町字竹房社宮司●●、●●及び●●の 3 筆でございます。地目は畑。面積は 202 m²です。通常、信州新町地区の下限面積は 10 アールですので、202 m²では所有権移転はできませんが、空き家と共に取得する場合には農家創設をすることなく、1 アール以上 10 アール未満で取得することができます。また、この農地は長野市空き家取得者の取得する特定農地に係る別段の面積に関する要項の基準を満たしておりますので、空き家に付随した農地の指定につきまして決定いただくものです。説明は以上です。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。南部地区調査会長からよろしくお願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。空き家に付随する特定農地の指定です。畑 3 筆、202 m²が宅地に隣接しており、全く問題ないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに南部地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。地域できちっと調べてもらったと思いますので問題なかろうと思います。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでありますので採決に入ります。議案第 265 号は特定農地の基準を満たすものとして、原案のとおり空き家

に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成が確認できました。よって、議案第 265 号は許可相当といたします。

続きまして、議案第 266 号農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 ありがとうございます。農業政策課の豊田と申します。よろしくをお願いいたします。では、議案番号 266 号農振除外等に係る意見聴取についてをご説明いたします。資料については右上に別冊と書いてあります第 29 回農業委員会総会議案になります。早速、資料の 1 ページから 3 ページに除外案件受付表がありますので、ご覧ください。今回の農業振興整備計画の変更は除外 10 件になります。

まず、資料 4 ページをご覧ください。除外番号 1 です。事業計画者の株式会社●●は、生産物、青果物、加工食品、冷凍食品の販売事業等を営んでおります。既存の食品流通センター敷地内に冷凍倉庫の増設を計画したことで従業員駐車スペースがなくなることから、事業地に隣接する●●さん外 8 名所有の土地に従業員及び配送用車両用駐車場を整備するため、申し出するものです。除外申出地は若穂川田字外新田甲●●外 12 筆で地目は畑、除外面積は 13 筆合計で 8,674 m²。川田土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はございません。農地法につきましては 1 種農地ですが、既存の拡張により転用見込みあり。開発許可は建築物がないため許可不要となっています。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明です。事業計画者は主に水産物、青果物、加工食品、冷凍品の販売をしているが、近年、冷凍食品需要の増加に伴い取扱量が倍増したため、既存食品流通センターの敷地内におきまして、冷凍食品の増設を計画。よって、既存の駐車場スペース（従業員 230 台、配送用車両 15 台）がなくなることから、申出地において駐車場を整備し、従業員 270 台、配送用車両 30 台の駐車スペースを確保するものです。

5 ページに位置図、6 ページにつきましては既存の事業所の平面図になっております。その半分から下の位置に、冷凍倉庫と現在の従業員及び配送用車両の駐車スペースがある状況でございます。

7 ページ、8 ページには変更計画として、駐車スペースをなくし、冷凍倉庫の増設を計画しております。8 ページには、既

存事業所の東に隣接する申出地において整備を計画している、従業員及び配送用車両用駐車場の配置図になっております。市道を挟みまして、北と南側に分けて駐車場を整備するものです。なお、隣接農地所有者に対しましては、農薬散布等の作業に対しまして、駐車車両、全てにおきまして、被害申し立ては一切行わない旨の誓約書を事業者から提出をしております。9ページには現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。また、事業計画者は本申し出につきまして、地元2地区につきまして、先週末に駐車場整備計画につきまして住民説明会を開催しておりますので申し添えます。

次に10ページ、除外番号2になります。事業計画者、土地所有者の●●さんは、農業用機械及び資材等を集約、管理するため、自己所有農地におきまして、農業用倉庫及び農機具置き場、駐車場を整備するため申し出するものです。除外申出地は篠ノ井杵淵字洞合●●で地目は田、除外面積は815㎡。下堰土地改良区の受益地でございますが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は2種農地の非代替性で転用見込みあり、開発許可は60条証明により許可不要となっております。除外5要件は全て満たしている状況です。

続いて下記の内容説明ですが、事業計画者は篠ノ井杵淵西寺尾地区におきまして、果樹、リンゴ、モモを中心に水稻、長芋等を1ヘクタールほど営農しているが、自宅に隣接する農地に農業用機械（スピードスプレーヤー、トラクター、軽トラック、耕運機、脱穀機等）を保管するための倉庫を建設するとともに、所有農地で分散管理しているバックホー、高所作業車、集荷用コンテナなどの農機具や資材を集約し、管理できるよう、農機具置き場、駐車場として使用するため申し出するものです。11ページには位置図、12ページには農業用倉庫、農機具置き場、駐車場の配置図があります。中程に来客用駐車場とありますのは、農作業の繁忙期に雇用しています臨時作業員の駐車スペースとなっております。13ページには倉庫内配置図を添付しておりますので、参考にご覧ください。

続きまして14ページ、除外番号3になります。事業計画者の地方独立行政法人●●は現在、病棟の増築工事を実施しておりますが、増築に伴い既存駐車場スペースが減少することから、事業地に隣接する●●さん所有の土地に駐車場を整備するため申し出するものです。除外申出地は小島字土井堰北●●外2筆で、地目は田、除外面積は3筆合計2,531㎡になっております。善光寺平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地になりますが、既存の拡張によ

り転用見込みあり。開発許可は建築物がないため許可不要となっております。除外5要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明ですが、事業計画者は●●敷地内におきまして、令和6年竣工予定の健診センター、透析センター等の増改築工事を実施している。棟の増改築により、既存駐車場スペース（職員、身障者用64台）が減少することから、申出地において駐車場を整備するもの。職員の増加等により、日常的に駐車スペース外の駐車があることへの課題解消も含め、職員用100台分の駐車スペースを確保したい、です。

15ページには位置図、16ページに現在の事業所内配置図があります。今はないんですが、図のほぼ中央の下に位置します駐車場部分に新棟が建築されることで、64台分の駐車スペースがなくなります。17ページには計画している駐車場の配置図を添付していますので参考にご覧ください。

なお、現地はリンゴの栽培がされていましたが、申出地において抜根されたことが確認され、調査会におきまして疑義が出ましたので、追加で説明させていただきます。別紙にお配りさせていただきました、右上に除外資料と記載の資料をご覧ください。A4の1枚ものになります。別紙、除外資料になります。令和4年6月23日の北部地区調査会につきまして、申出地におきましてリンゴの木の抜根がされているのが確認されたが、除外許可、転用許可がされる前の開発行為に当たらないかとの指摘がございました。転用事業者の●●及び所有者の●●氏から聞き取りをしていただいたところ、果樹抜根の理由としまして、所有者（耕作者）が果樹栽培を縮小し、野菜等の栽培に転換するとしており、本年度から当該申出地における果樹栽培を行わないとの意向でございました。栽培しない樹木であっても病気等、近隣農地への影響から消毒作業等を行う必要がある。これら栽培を縮小した園地に残る樹木に対する作業負担の軽減を図るため、早期に抜根したものであり、除外許可前の先行作業ではないということでございます。他に例としまして、農業振興地域の整備に関する法律で、第15条の2ということで、農用区域内におきまして、開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないと定められております。こちらにつきましては許可を受ける前に、かっこ内の開発行為をすることはできないということで読み取れます。下に点で判断をさせていただきます。抜根が確認されましたが、上記、理由

に伴うものである。また、宅地造成行為を行ったものでなく、開発行為には該当しない。砂利やコンクリートなどを申出地に入れたわけではなく、畑地から木を抜いただけの状況であるため、問題なしと判断させていただいております。説明は以上です。

それでは議案にお戻りください。次に 18 ページ、除外番号 4 になります。事業計画者の●●さんは本人所有の農地において、主に除雪が必要な期間の駐車場として利用するため申し出するものです。なお、申出地は土置き場等として、既に農地以外として利用しているため追認となります。除外申出地は豊野町豊野字荒古●●、地目は畑、除外面積は 48 m²です。土地改良事業等の実施はありません。農地法は 1 種農地ですが、集落接続により転用見込みあり、開発許可は建築物がないため許可不要となっております。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明です。事業計画者は豊野町地区におきまして、果樹（リンゴ）を中心に 2 ヘクタールほど営農しているが、自宅周辺道路が除雪区間でないことから、積雪時に自力で除雪しなければならず、自動車の移動が非常に困難であるため、除雪区間にある申出地におきまして、車 2 台分の駐車場の確保するもの。なお、申出地は農用地区域の変更が必要という認識がなかったため、今回、あらためて申し出するものです。

19 ページに位置図、20 ページには申出者の自宅周辺道路の除雪未対応を示した資料、21 ページには配置図、22 ページには現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に 23 ページ、除外番号 5 になります。事業計画者の●●さん、●●さん。本人所有の土地に、農業用倉庫及び車庫を整備するため申し出するものです。除外申出地は若穂牛島字村西沖●●外 1 筆、地目は畑、除外面積は 2 筆で合計 241 m²。川田土地改良区の受益地ですが、土地改良事業の実施はございません。農地法につきましては 1 種農地ですが、既存の拡張により転用見込みあり、開発許可につきましては 60 条証明により許可不要となっております。

続いて内容説明です。事業計画者は若穂牛島地区の自宅周辺農地において畑作を 3,200 m²ほど営農しているが、既存物置では手狭になってきたことから、自宅に隣接する申出地において、収穫物選別スペース及び農業用資材を保管するための農業用倉庫を建設するとともに、農作業用軽トラック 1 台、乗用車 2 台分の車庫を建設するため申し出するものです。

24 ページに申出地位置図、25 ページには平面図、26、27 ペ

ージに建物内配置図、28 ページには現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。なお、写真のとおり、既に一部におきまして、砂利、コンクリート舗装がされております。こちらにつきましては追認案件としまして、農業用資材置き場、農業用倉庫及び通路として軽微変更ですね。令和2年、3年に実施済みでありますので、申し添えます。

続きまして29 ページ、除外番号6になります。事業計画者の宗教法人●●は敷地内に参拝客用の駐車場確保が必要であることから、●●さん所有の土地に駐車場を整備するため申し出するものです。なお、申出地は既に駐車場として利用しているため追認となります。除外申出地は穂保字表町●●外1筆、地目は田、除外面積は2筆合計213 m²。長野平、善光寺平土地改良区の受益地ですが、改良事業等の実施はございません。農地法は1種農地であります。既存の拡張によりまして転用見込みあり、開発許可は建築物がないため許可不要となっております。また、除外5要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明です。事業計画者は穂保地区で宗教法人●●を営んでいるが、儀式行事の際に参拝客が集中し、交通の妨げ等につながることから、境内地に隣接した申出地におきまして、駐車場として利用していた。今回、アスファルト舗装を施し、参拝客用7台分の駐車スペースを確保するもの。なお、申出地は農用地区域の変更が必要という認識がなかったため、今回あらためて申し出するものです。30 ページに位置図、31 ページには配置図、32 ページは現況写真を添付していますので参考にご覧ください。

次に33 ページ、除外番号7になります。事業計画者の●●さん、●●さんの所有の土地に歯科医院を建設するため申し出するものです。除外申出地は風間字芹土●●、地目は田、除外面積は998.36 m²になります。長野平、善光寺平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は3種農地のため、原則許可により転用見込みあり、開発許可につきましては都市計画法第34条の1で公益施設として見込みがありとなります。

続いて内容説明です。事業計画者は市内の歯科医院に勤務していますが、今回、歯科医院を建設し、開業するため、申出地において歯科医院施設を建設し、来客と従業員用の駐車場14台、そのうち従業員用は4台を確保したいものです。

34 ページに位置図、35 ページは分筆による地積測量図、36 ページには敷地内の配置図、37 ページには現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。

次に 38 ページ、除外番号 8 になります。事業計画者の●●さん、●●さんは、親である●●さん所有の土地に、農家分家住宅を建設するため申し出するものです。除外申出地は篠ノ井杵淵字古屋敷●●、地目は畑、除外面積は 390 m²、下堰土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はございません。農地法は 1 種農地になりますが、集落接続により転用見込みあり、開発許可は 60 条証明により許可不要となっております。

続いて内容説明です。事業計画者は篠ノ井杵淵地区で畑を 1,300 m²ほど耕作しており、両親宅で同居していたが、子どもの成長とともに手狭となっていたことから、耕作地に近い申出地に農家住宅を建設するものです。

39 ページに申出地位置図、40 ページに分筆による地積測量図、41 ページには配置図、42 ページには現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

続きまして 43 ページ、除外番号 9 です。事業計画者なんですけども、●●の●●が、興するとか興すという字になります。大変、失礼いたしました。事業計画者の●●株式会社は、解体業、建設業を営んでおります。●●さんの所有農地におきまして、建設重機等の駐車スペースを広げるため申し出をするものです。除外申出地は若穂牛島字村東沖●●で地目は田、除外面積は 1,084 m²、川田土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は 2 種農地の非代替性で転用見込みあり、開発許可は建物がないため許可不要となっております。除外 5 要件は全て満たしております。

続いて内容説明ですが、事業計画者は解体業を主とする建設業を営んでおり、既存の敷地は従業員車両、ダンプ、コンテナ置き場として利用しています。今回、既存敷地だけでは手狭になってきたことから、ダンプ 8 台、従業員車両 8 台等の駐車場敷地として利用するため申し出するもの。なお、既存施設は 1 筆の土地のうち 1,000 m²を平成 15 年に駐車場として転用済みであることから、残りの 1,084 m²を除外し一体利用するものです。

44 ページは申出地位置図、45 ページに求積図がございます。46 ページには現在の利用図、47 ページには計画配置図、48 ページには現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。

最後に 49 ページ、除外番号 10 になります。第 25 回の議案として審議いただきました案件でございます。工場建設を含めた全体計画についての周知が不十分で、地元の理解を得ることが確認できないため、継続審議とする旨、ご意見いただい

た案件になります。事業計画者の●●株式会社は、工場建設に伴います計画につきまして、地元3区におきまして住民説明会を開催しております。その場で出た意見、地区調査会で出た意見につきまして、今後の工場建設計画に反映していく旨、事業者から説明を受けております。

それでは再度、申し出内容の説明をさせていただきます。事業計画者の●●株式会社は事業拡大のため、第3工場建設の計画とともに、既存第1工場敷地内の大型トラック搬入作業等スペースの見直しと従業員車両の確保が必要となったことから、●●さん外11名所有の土地におきまして、第1段階といたしまして駐車場を整備するため申し出するものです。

除外申出地は若穂川田字外新田乙●●外12筆、地目は全て畑、除外面積は13筆合計で4,614㎡です。川田土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地になりますが、既存の拡張により転用見込みあり、開発許可は建築物がないことから許可不要となっております。

続いて下記の内容説明です。事業計画者は主に金属、樹脂、セラミック等の表面処理加工業を営んでおり、既存敷地は工場、倉庫、駐車場等として利用している。従業員は現在124名いるが、駐車スペースが30台分不足しており、時差出勤やシフトの見直しで対応している。事業拡大により、従来の駐車場を大型トラックの積み込み作業スペース及び待機場所とするため、新たな駐車場(120台)を隣接地に確保し、業務の効率化及び安全性を図りたいもの。なお、隣接農地境にはフェンスと消毒飛散防止ネットを設置する計画です。また、隣接農地所有者には農薬散布や草刈りなどの作業に対しまして、被害の申し立てを行わない旨の誓約書を会社から提出しておりますので申し添えます。

50ページには申出地位置図、51ページには第3工場の計画を含めました配置図、52ページには今回申し出である駐車場の平面図を添付しておりますので、参考にご覧ください。

長くなりました。農振除外についての説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、農業政策課より10件の農振除外の説明ございました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から3番、4番、6番、7番についてお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー3、4、6、7の4件、そのうちナンバー4、6、7につきましては原案どおりでよいと北部地区調査会では判断をいたしました。ナンバー3につき

ましては、事務所管の担当課から除外ナンバー3の追加資料に基づき説明がありましたが、取り扱いの経過について説明をさせていただきます。6月23日開催の北部地区調査会で、農振除外の申出地を担当する委員から、現地確認の際に申出地のりんご園の伐採、抜根、それから工事用と見られる電柱が立てられているという報告がありました。農振除外申請の段階で、農振法によって除外できると判断されていない現状において、計画している事業に関わる農地転用工事等を行うことは認められないと考えます。そこで所管する担当課で農振除外の申出者、転用事業者等から説明を聞いて、所管担当課としての指導経過等を踏まえて報告を受けまして、その報告を受けた段階で、たまたま調査会から総会までの期日がありませんでしたので、総会において説明をいただいて、そこで判断することで調査会としてはよいだらうという決定をいただきました。今、説明を受けまして、資料の中で果樹抜根等の理由、農業振興地域の整備に関する法律等で、除外許可前の先行作業ではないという判断を所管課でされたというふうでございます。これについて、各委員から特に問題あるかどうかをお聞きしながら判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 分かりました。では、全体の質疑の中で後ほど意見をお伺ひしたいと思ひます。続きまして、南部地区調査会長から2番、8番をお願ひいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。2番と8番ですが、調査会で検討した結果、原案どおりで問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から1番、5番、9番、10番についてお願ひいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。1番と10番につきましては、●●さんの駐車場、●●さんの駐車場ということで1番と10番の案件があるんですが、ここは川田でも優秀な農地ということで、調査会の全員で現地を見させていただいて、いろいろ確認とか説明を受けました。それと、この会社につきましては両会社とも、現地の市民に全部、説明をして、返答とか回答とかいろいろな部分もしっかり対応をしたということであります。そんなことで問題ないという判断をさせてもらったんですが、10番につきまして、これから工場を建てるという案件になります。そのときに、まだ、排水試験、水質試験を毎月やっていただきたいということを文書で交わしていただきたいとお願ひをしました。それと5番の案件につきましては、軽微変更とか追認とかいろいろやっておりまして、もう畑という感じにはなっていないん

ですが、今回、乗用車の車庫ということになりますので、農振除外の手続きをしたということでもあります。

今の3件につきましては特に問題ないということで判断をさせていただいたんですが、9番の●●さん。まず漢字から間違ってるんですが、●●さんの部分で、申請地の写真を見ていただければ分かるんですが、48ページ。もう、土地に土を盛ってるとかいうようなことがありまして、こちら辺の説明もないことから、調査会の中では、調査会へ説明をしに来ていただきまして、それまで継続審議ということでもさせていただきました。以上です。

議 長 　ただ今、農振除外に関する、それぞれの調査会における検討結果についての報告をいただきました。この中で、皆さんからご意見を求めたいという点で、あえて北部地区調査会長から3番の●●の駐車場に関わる案件が1件。それから、東部地区調査会から9番の資材置き場、駐車場という目的で出ているんですけども、この案件についてそれぞれコメントいただきましたけれども、これらを含めて皆さんからご意見、ご質問等がございましたらお出しいただきたいんですけどもいかがでしょうか。

3番の●●の件につきましては、お手元に追加資料で先行着手でないという当局の判断、市からの考え方の資料が出てますけれども、この内容で理解をし、調査会としての結論を出していきたいと思えますけれども、これについてご意見どうですか。この追加資料の内容を見ますと、農業振興地域の整備に関する法律に基づいた所見というのが出てるんで、フライングではないと。現行果樹の環境保全という前提での動きをしたままでという説明でございますので、これでご理解。何かありますか。善財さん。

善 財 委 員 　3番ですが、ただ今の追加資料で説明をいただきましたので了解をいたしました。

議 長 　北部地区調査会の善財さんからの見解をいただきました。この追加資料で先行着手でないという確信を得たということで。関調査会長、コメントありましたら。

関 地区調査会長 　ありがとうございました。

議 長 　他にナンバー9ですね。東部地区調査会長にご説明いただきました、若穂川田の●●さんの駐車場に対しての判断、農振除外に対する判断材料がまだ不足しているということで、調査会としてはまだ未決であるというご報告をいただきました。よって、これについて調査会の意見を尊重するという前提で今後、引き続いて継続審査をするという取り扱いにしていきたいん

ですけどよろしいですかね。調査会の報告を前提に取り扱って
いきたいというふうに思っておりますけど。それ以外の案件も
含めて農振除外の件、よろしいですかね。特にありませんか。

それではあらためて確認をいたします。案件中、3番につ
きましては農振除外に対する許可相当という結論を出して
いただきました。9番につきましては地区調査会でまだ十分に審議
されていないと、継続審議ということの取り扱いで、10件中9
番目の農振除外案件を除く9件については、本日、ここで許可
相当の採決に入りたいと思っておりますけれどもよろしいですかね。
それでは9番を除く、残る9件の農振除外の議案に対して、許
可相当に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成の挙手の確認ができた
ました。よって9番の案件、●●株式会社さんの駐車場の案件を
除く9件につきましては許可相当とし、9番については継続審
議という取り扱いをさせていただきますのでよろしくお願
いいたします。

続きまして議案第267号非農地決定についてを議題といた
します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第267号非農地決定についてご説明申し上げます。本冊
の13ページをご覧くださいと思います。番号1番から19
ページの138番まででございます。非農地決定ですが、農地利
用状況調査で山林・原野と判断された農地につきましては、農
地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたしま
す。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総
会で非農地決定を議決いたしますと、農地所有者本人へ非農地
決定通知書を発行します。この時点で農業委員会の農地台帳へ
も非農地として反映されます。また、農地所有者は送付された
非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を
行うことができます。

19ページに面積の集計を載せてございますが、今月、ご決定
いただくものが、山林が66筆で面積が30,936㎡、原野が69筆
で面積は27,264㎡、合計で135筆、58,200㎡でございます。
多くは2月に、対象者に調査結果と非農地通知交付申請書を送
付したことから、まとめて申請があったものでございます。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入
ります。非農地決定に関する議題につきまして、ご発言のある方
は挙手をお願いいたします。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第 267 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成が確認できました。よって、議案第 267 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告第 115 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 116 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告 117 号農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、以上 3 案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第 115 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてご報告申し上げます。21 ページをご覧ください。番号 5 番から 22 ページ、11 番までの 7 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいこととなっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届け出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして報告第 116 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。23 ページをご覧くださいと思います。番号 21 番から 31 ページの 51 番までの 31 件です。同じく市街化区域内の届け出です。5 条の転用届で農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして報告第 117 号農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてご報告申し上げます。33 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で農業委員会へ届け出を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

以上、報告案件 3 件につきましてご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 115 号、第 116 号及び第 117 号について説明をいただきました。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは報告案件でございますので、ご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で農地法関係の議題について終了し、引き続きまして議案第 268 号北信五市農業委員研修会について議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。お手元の資料、議案第 268 号令和 4 年度北信五市農業委員研修会開催概要案、資料ナンバー 1 について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。まず最初に、北信五市農業委員研修会につきまして説明させていただきます。当研修会は須坂市、中野市、飯山市、千曲市、長野市の 5 市で、合同で行う研修会でございます。開催は年 1 回で、持ち回りの当番制となっております。本来であれば令和 2 年度が長野市農業委員会の当番市でありましたが、コロナのために令和 2 年度、3 年度の開催が中止となっております。本年度におきましてはコロナの状況も落ち着いてきたため、研修会を開催する内容についてご審議をいただきたいと思っております。

では、資料の説明をさせていただきます。2 番の目的でございますが、北信五市の農業委員及び推進委員 133 名が相集い、業務知識の取得、連絡協調及び親睦を図るため、合同の研修会を開催するものです。須坂市 21 名、中野市 37 名、飯山市 20 名、千曲市 30 名、長野市 25 名となっております。長野市の 25 名は農業委員の 25 名でございます。これは他市とのバランスを考慮して、農業委員のみとなっておりますのでご理解いただきたいと思っております。4 番の日時につきましては、令和 4 年 8 月 24 日の水曜日、午後 2 時からの予定でございます。5 番の場所はホテル国際 21、3 階の千歳の間でございます。6 番の来賓は長野市副市長と、懇親会から長野市議会議長、長野市農林部長が出席する予定でございます。

7 番の研修内容につきまして、(1) の講演会、情勢報告は時勢に即した講演会を予定しております。また、(2) の事例発表は前回当番市の飯山市農業委員会が活動事例を発表する予定でございます。8 番の懇親会につきましては研修終了後、午後 4 時 30 分から同会場にて、長野県が作成しております新たな会食の勧めに従って開催したいと思っております。そのため、懇親会への参加は任意としたいと考えております。最後に、研修会のスケジュールは記載のとおりでございます。事務局からの説明は以上になりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 268 号について事務局から説明がありました。この内容について質疑を受けます。ご発言のある方は挙手をお

願いたします。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 ようやくコロナも落ち着いてきまして、研修会、それから交流会等、当 18 期では久々の研修会になると思いますけども、それぞれご都合、付けてよろしくお願しいたいと思います。議案第 268 号の採決に入りたいと思います。原案のと通りの決定に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。議案第 268 号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 269 号「長野市農業委員会委員選考委員会」委員の推薦についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井でございます。お手元の資料、議案第 269 号「長野市農業委員会委員選考委員会」委員の推薦について案、資料ナンバー 2 について説明させていただきます。1 番の依頼につきましては、当農業委員会事務局からの依頼でございます。令和 4 年 7 月 19 日をもって現委員の任期が終了するため、引き続き農業委員会から委員を推薦してほしいというものでございます。任期は 3 年間でございます。2 番の概要であります。長野市農業委員会の農業委員の選考に関する事項につきまして、調査及び審議をする内容でございます。3 番の委員の推薦についてでございますが、事務局におきましては青木会長にお願しいたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 269 号について事務局から説明がありました。長野市農業委員会委員選考委員会の委員の推薦についてでございますけども、これにつきましてご発言のある方は挙手をお願しいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 ご質問がないようでございますので採決に入ります。議案第 269 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成の確認をさせていただきました。議案第 269 号は原案のとおり決定いたしました。

以上で予定をしておりました議事が全て終わりましたけれども、その他で議題として取り上げたい内容がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいですか。ないですね。

それではご協力ありがとうございました。この後の会場が詰まってるので、皆さんにはお気持ちの中で焦りがあったんじゃないかと思えますけど、ご協力いただきましてほぼ予定どおり審議することができました。これにて議長を退任したいと思います。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、議長の大役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。本日の議事全体を通して、委員の皆さまから何かございましたら。酒井さん。

酒井委員 それでは手短に、皆さまにご報告申し上げたいと思います。今、お配りしているのは、私ども NPO 法人 ●●の総会の資料の抜粋でございます。6月18日に総会を開きまして、1年間の活動の総括をいたしまして、ここに記してあります。一つ申し上げたいと思いますけれども、まず、私どもの事業としましては、一番は耕作放棄地を復元しました市民菜園でございます。市民菜園の概要については前回もご報告申し上げてありますように、第1市民菜園は約40アール。第2市民菜園は約20アール。合わせますと60アールの耕作放棄地を復元して、第1菜園につきましては21区画。このうち利用者は8人ございまして、13区画に利用されて、利用率は62パーセント。この第1市民菜園の特徴は、いずれも100㎡以上でございます。第2市民菜園も約20アールにつきましては利用者が8人で、17区画中14区画で利用されて、利用率は72パーセントになっております。この結果、利用率につきましては71パーセントと低迷をしているという状況でございます。

次にアマラビ園の運営についてご報告申し上げますと、アマラビ園につきましては約30アールの耕作放棄地を復元して、根株の販売、それからツアーを行い、普及活動を行っておりますけれども、アマラビの根株販売というのは非常に好評でございまして、2団体、21人の方に430kg、金額にして656,000円を販売申し上げます。来客の内訳につきましては、大岡、浅川、信更、信州新町、若穂、七二会、鬼無里など、山間地の方に多数ご来場いただいたわけでございます。

また、アマラビツアーにつきましては5月9日から行ったんですけど、来客数は173人。販売額が166,550円。令和2年度を34,150円上回ったということで、いつも小田切地区の住民自治協議会と三輪地区の住民自治協議会の交流があって、この方たちに約40キロ、4万円の購入をいただいているんですけども、これがない中でも売上が16万を超えたということは、一つはNHKやSBC、NBSの放送、それからINC。新聞では信

濃毎日、市民新聞などの報道も大きかったかなと思います。それから一番問題は、市民菜園未利用地の活用でございますけれども、野沢菜販売、枝豆等を販売して、ご覧いただいた結果になってるということでございます。

それから新聞紙上でにぎわしておりますけれども、長沼の水害復興支援活動につきましては、専用農場を約3アールでございますけれども作って、それ以前に私ども自力で作って復元いたしました農場、ほ場と合わせて約5アールを●●の主導によって、プロジェクトということで、支援の専用農場ということで看板をして行っておりますけれども、ここに書いておりますように枝豆も贈呈して、大変、喜ばれたと。また、ここでは、最後のページをご覧いただければ分かるんですけども、NPO法人●●の皆さまが高品質な野沢菜を作って、野沢菜しょうゆ漬けにして、武雄市と長沼地区の皆さまに送って、大変、喜ばれたということでございます。あと、裏側をご覧いただきたいと思うんですけども。

曾根会長代理
酒井委員

時間がありますので、短く。

皆さん、ご覧いただければ分かるんでこの辺でおしまいになりますけれども、課題は何と申し上げましても、この市民菜園の運営費の問題にありまして、利用料収入だけでは絶対、経営が成り立たないということで、なぜ農業政策課が行っている市民菜園が広がっていかないのかということ、農業委員会でもやっぱり議論していただく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。以上で私どもの報告は終わらせていただきます。

もう1点だけ。皆さまから視察をいただきました地域おこし協力隊の●●さん。今年、株式会社を設立して、なんと、その所在地は長野市小田切塩生乙でございますして、小田切に株式会社できて。この拠点は知的福祉障害施設というんですか。小田切園がなくなって、そこが空いてたわけなんで。私が、この後活用はどういうふうにするのかとずっと、住民自治協議会の会長をやった以降、後活用について問題提起をさせていただいたんですけど、ここに工場できて。今はものすごい反響が寄せられております。この事業というのはかなり、これから発展していくんじゃないかな。併せて、私たち小田切も、小田切の特産物というのも併せてやっていきたいなということで、新たな地域おこしとして注目していいのではないかと思いますのでご報告させていただきました。大変ありがとうございました。

曾根会長代理

ありがとうございました。それでは最後に事務局から、今後

の日程の説明も含めてお願いします。

笠井事務局長補佐

次第の一番下の所をご覧ください。次回、第30回の総会でございますが、日時は令和4年の7月29日の金曜日。時間は午後1時30分から3時30分の予定で、会場は203会議室。第2庁舎の10階になります。引き続き裏面をご覧ください。下の欄の今後の会議等、日程一覧でございますが、そこの6番でございます。第31回総会につきましては、令和4年8月31日の水曜日。午後1時30分から午後3時30分まで。会議室203、第2庁舎の10階で予定しております。お忙しい時期ではございますが、ご都合付けていただきますようによろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理

ありがとうございました。以上をもちまして第29回の総会を終了といたします。皆さま、お疲れさまでした。